【19. 建築基準法第12条第３項の規定による検査を要する防火設備の有無】 □有　□無	【19. 建築基準法第12条第３項の規定による検査を要する防火設備の有無】 □有　□無 【20. 建築基準法施行令第43条第１項及び第46条第４項等に係る経過措置の適用】 【イ. 適用の有無】　□有　□無 【ロ. 適用があるときは、その区分】 □建築基準法施行令第43条第１項及び第46条第４項 □その他
【20. その他必要な事項】　（略）	【21. その他必要な事項】　（略）
（注意） １．第一面及び第二面関係 ①　これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。 ②　（略） （削る） ２．　（略）	（注意） １．第一面及び第二面関係 ①　これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの20欄に記載してください。 ②　（略） ③　第二面の20欄の「イ」は、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の２第２項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、第三面の配置図に当該建築物を明示してください。 ２．　（略）

（建築士法施行規則の一部改正）

第五条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（帳簿の備付け等及び図書の保存） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号ロにあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。 一・二　（略） （削る）	（帳簿の備付け等及び図書の保存） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号ロ及び第四号ロにあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行つた場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十七条第一項の規定による評価及び説明を行つた場合　同項に規定する書面 ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十七条第二項の意思の表明があつた場合　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十一条の四に規定する書面

第三種郵便物認可　令和六年三月三十一日